

県立都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年 3月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第42号

県立都市公園条例の一部を改正する条例

第1条 県立都市公園条例（昭和41年岩手県条例第15号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																																										
別表第2（第12条、第23条関係）	別表第2（第12条、第23条関係）																																										
1 法第5条第1項の規定による公園施設の設置又は管理の許可を受けた場合	1 法第5条第1項の規定による公園施設の設置又は管理の許可を受けた場合																																										
<table border="1"><thead><tr><th>区 分</th><th>単 位</th><th>使用料</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr><tr><td>公園施設の管理</td><td>[略]</td><td>380円</td></tr></tbody></table>	区 分	単 位	使用料	[略]			公園施設の管理	[略]	380円	<table border="1"><thead><tr><th>区 分</th><th>単 位</th><th>使用料</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr><tr><td>公園施設の管理</td><td>[略]</td><td>390円</td></tr></tbody></table>	区 分	単 位	使用料	[略]			公園施設の管理	[略]	390円																								
区 分	単 位	使用料																																									
[略]																																											
公園施設の管理	[略]	380円																																									
区 分	単 位	使用料																																									
[略]																																											
公園施設の管理	[略]	390円																																									
2 法第6条第1項又は第3項の規定による県立都市公園の占用の許可を受けた場合	2 法第6条第1項又は第3項の規定による県立都市公園の占用の許可を受けた場合																																										
<table border="1"><thead><tr><th>区 分</th><th>単 位</th><th>使用料</th></tr></thead><tbody><tr><td>電柱、変圧塔その他これらに類するもの</td><td>[略]</td><td>350円</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr><tr><td>通路で地下に設けられるもの</td><td>[略]</td><td>160円</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr><tr><td>郵便差出箱、信書便差出箱又は公衆電話所</td><td>[略]</td><td>420円</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	区 分	単 位	使用料	電柱、変圧塔その他これらに類するもの	[略]	350円	[略]			通路で地下に設けられるもの	[略]	160円	[略]			郵便差出箱、信書便差出箱又は公衆電話所	[略]	420円	[略]			<table border="1"><thead><tr><th>区 分</th><th>単 位</th><th>使用料</th></tr></thead><tbody><tr><td>電柱、変圧塔その他これらに類するもの</td><td>[略]</td><td>360円</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr><tr><td>通路で地下に設けられるもの</td><td>[略]</td><td>165円</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr><tr><td>郵便差出箱、信書便差出箱又は公衆電話所</td><td>[略]</td><td>435円</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	区 分	単 位	使用料	電柱、変圧塔その他これらに類するもの	[略]	360円	[略]			通路で地下に設けられるもの	[略]	165円	[略]			郵便差出箱、信書便差出箱又は公衆電話所	[略]	435円	[略]		
区 分	単 位	使用料																																									
電柱、変圧塔その他これらに類するもの	[略]	350円																																									
[略]																																											
通路で地下に設けられるもの	[略]	160円																																									
[略]																																											
郵便差出箱、信書便差出箱又は公衆電話所	[略]	420円																																									
[略]																																											
区 分	単 位	使用料																																									
電柱、変圧塔その他これらに類するもの	[略]	360円																																									
[略]																																											
通路で地下に設けられるもの	[略]	165円																																									
[略]																																											
郵便差出箱、信書便差出箱又は公衆電話所	[略]	435円																																									
[略]																																											

標識	[略]	100円
[略]		

備考 [略]

3 第3条第1項各号に掲げる行為の許可を受けた場合

区 分	単 位		使用料
行商、募金その他 これらに類する行 為	有料公園施設内 における場合	[略]	1,140円
	有料公園施設外 における場合	[略]	380円
[略]			
興行	[略]		7,600円
展示会、博覧会そ の他これらに類す る催しの開催	[略]		3,800円

[略]

別表第3（第12条、第23条関係）

1 岩手県営運動公園

公園施 設名	使用の区分		単 位	施設の使用料		附属の施設又は 設備の使用料
				一 般	学生及び 生徒	
陸上競 技場	貸切 使	入場料 、会費 又はこ	1日まで	円	円	1 拡声機 半日までご とに、陸上競
			ごとに	55,900	18,890	
			半日	19,890	6,820	

標識	[略]	105円
[略]		

備考1 [略]

2 占用の期間が1月未満のものについての使用料の額は、この表により計算した額に100分の108を乗じて得た額とする。

3 この表により算定した使用料の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

3 第3条第1項各号に掲げる行為の許可を受けた場合

区 分	単 位		使用料
行商、募金その他 これらに類する行 為	有料公園施設内 における場合	[略]	1,170円
	有料公園施設外 における場合	[略]	390円
[略]			
興行	[略]		7,800円
展示会、博覧会そ の他これらに類す る催しの開催	[略]		3,900円

[略]

別表第3（第12条、第23条関係）

1 岩手県営運動公園

公園施 設名	使用の区分		単 位	施設の使用料		附属の施設又は 設備の使用料
				一 般	学生及び 生徒	
陸上競 技場	貸切 使	入場料 、会費 又はこ	1日まで	円	円	1 拡声機 半日までご とに、陸上競
			ごとに	57,910	19,560	
			半日	20,610	7,060	

用の場合	れらに類する料金（以下「入場料等」という。）を徴収する場合	まで	前		
		ごと			
			午後	<u>36,000</u>	<u>12,070</u>
入場料等を徴収しない場合	1日まで	ごとに		<u>18,890</u>	<u>9,500</u>
		半日	午前	<u>6,820</u>	<u>3,460</u>
		まで	午後	<u>12,070</u>	<u>6,030</u>
		ごとに			
[略]					
補助競技場	[略]			<u>540</u>	<u>210</u>
野球場	[略]			<u>610</u>	<u>310</u>
サッカー・ラグド	第1	入場料等を徴収する場合	[略]	<u>45,880</u>	<u>17,880</u>
	第1	入場料等を徴収しない場合	1時間までごとに1面ごとに	<u>2,160</u>	<u>1,080</u>

技場にあつては4,800円、補助競技場、サッカー・ラグビー場及びテニスコートにあつては950円

2 審判用具
1式につき
1,740円

3 陸上競技用具
1件につき
350円の範囲内で知事が定める額（当該使用料の合計額が11,510円を超える場合は、11,510円）

4 テント
1日までごとに1張につき290円

5 [略]

用の場合	れらに類する料金（以下「入場料等」という。）を徴収する場合	まで	前		
		ごと			
			午後	<u>37,300</u>	<u>12,500</u>
入場料等を徴収しない場合	1日まで	ごとに		<u>19,560</u>	<u>9,830</u>
		半日	午前	<u>7,060</u>	<u>3,580</u>
		まで	午後	<u>12,500</u>	<u>6,250</u>
		ごとに			
[略]					
補助競技場	[略]			<u>560</u>	<u>220</u>
野球場	[略]			<u>630</u>	<u>320</u>
サッカー・ラグド	第1	入場料等を徴収する場合	[略]	<u>47,530</u>	<u>18,520</u>
	第1	入場料等を徴収しない場合	1時間までごとに1面ごとに	<u>2,240</u>	<u>1,120</u>

技場にあつては4,970円、補助競技場、サッカー・ラグビー場及びテニスコートにあつては980円

2 審判用具
1式につき
1,800円

3 陸上競技用具
1件につき
360円の範囲内で知事が定める額（当該使用料の合計額が11,920円を超える場合は、11,920円）

4 テント
1日までごとに1張につき300円

5 [略]

ビー 場		1時間 までごと に半面ご とに	<u>1,080</u>	<u>540</u>	6 全自動電 気計時装 置 1日まで ごとに1式 につき2,230 円
	第2 グラ ウン ド	入場料等 を徴収す る場合	[略]	<u>10,190</u>	
		1時間ま でごとに 1面ごと に	<u>480</u>	<u>250</u>	7 [略] 8 会議室 1時間ま でごとに180 円
		1時間ま でごとに 半面ごと に	<u>250</u>	[略]	9 [略]
テニス コート		入場料等 を徴収す る場合	[略]	<u>7,200</u>	<u>3,800</u>
		入場料等 を徴収し ない場合	[略]	<u>620</u>	<u>310</u>
登はん 競技場	[略]		<u>210</u>	[略]	

[略]

2 岩手県立花巻広域公園

(1) テニスコート及び運動広場

公園施設名	使用の区分	単 位	施設の使用料
-------	-------	-----	--------

ビー 場		1時間ま でごとに 半面ごと に	<u>1,120</u>	<u>560</u>	6 全自動電 気計時装 置 1日まで ごとに1式 につき2,310 円
	第2 グラ ウン ド	入場料等 を徴収す る場合	[略]	<u>10,560</u>	
		1時間ま でごとに 1面ごと に	<u>500</u>	<u>260</u>	7 [略] 8 会議室 1時間ま でごとに190 円
		1時間ま でごとに 半面ごと に	<u>260</u>	[略]	9 [略]
テニス コート		入場料等 を徴収す る場合	[略]	<u>7,460</u>	<u>3,940</u>
		入場料等 を徴収し ない場合	[略]	<u>640</u>	<u>320</u>
登はん 競技場	[略]		<u>220</u>	[略]	

[略]

2 岩手県立花巻広域公園

(1) テニスコート及び運動広場

公園施設名	使用の区分	単 位	施設の使用料
-------	-------	-----	--------

		一 般	学生及び生徒
テニスコート	[略]	円 <u>1,010</u>	円 <u>510</u>
運動広場	[略]	<u>600</u>	<u>300</u>

[略]

(2) ゴルフ場

使用の区分				施設の使用料		附属の設備 の使用料
				土曜日及 び休日	その他の 日	
通常 使用 (1 回に つき)	一般	5月1 日から 10月31 日まで の期間	9ホール 以下の使 用の場合	円 <u>4,100</u>	円 <u>3,100</u>	電動カート 1台につき 1,600円の範 囲内で知事 が定める額
			10ホール 以上の使 用の場合	<u>5,100</u>	<u>4,100</u>	
		その他の期間	<u>4,100</u>	<u>3,100</u>		
	学生	9ホール以下の使 用の場合		<u>3,100</u>	<u>2,100</u>	
		10ホール以上の使 用の場合		<u>4,100</u>	<u>3,100</u>	
	高等学 校生徒	[略]				
10ホール以上の使 用の場合		<u>2,600</u>	[略]			
中学校 生徒及 び小学 校児童	[略]					
	10ホール以上の使 用の場合		<u>2,100</u>	[略]		

		一 般	学生及び生徒
テニスコート	[略]	円 <u>1,040</u>	円 <u>530</u>
運動広場	[略]	<u>620</u>	<u>310</u>

[略]

(2) ゴルフ場

使用の区分				施設の使用料		附属の設備 の使用料
				土曜日及 び休日	その他の 日	
通常 使用 (1 回に つき)	一般	5月1 日から 10月31 日まで の期間	9ホール 以下の使 用の場合	円 <u>4,200</u>	円 <u>3,200</u>	電動カート 1台につき 1,640円の範 囲内で知事 が定める額
			10ホール 以上の使 用の場合	<u>5,300</u>	<u>4,200</u>	
		その他の期間	<u>4,200</u>	<u>3,200</u>		
	学生	9ホール以下の使 用の場合		<u>3,200</u>	<u>2,200</u>	
		10ホール以上の使 用の場合		<u>4,200</u>	<u>3,200</u>	
	高等学 校生徒	[略]				
10ホール以上の使 用の場合		<u>2,700</u>	[略]			
中学校 生徒及 び小学 校児童	[略]					
	10ホール以上の使 用の場合		<u>2,200</u>	[略]		

特例使用（ 1回につき）	5月1日 から 10月31 日まで の期間	9ホール 以下の使 用の場合	<u>3,100</u>	<u>2,100</u>
		10ホール 以上の使 用の場合	<u>4,100</u>	<u>3,100</u>
	その他の期間		<u>3,100</u>	<u>2,100</u>

備考1・2 [略]

3 通常使用（一般の場合又は学生における10ホール以上の使用の場合に限る。）又は特例使用（5月1日から10月31日までの期間における10ホール以上の使用の場合に限る。）の場合において、岩手県県税条例（昭和29年岩手県条例第22号）第72条第1項第3号に掲げる利用に該当するときの施設の使用料は、土曜日及び休日にあつては3,600円、その他の日にあつては2,600円とする。

4 [略]

3 岩手県立御所湖広域公園

(1) レクリエーション広場

単 位	使用料	
	一般、学生及び高等 学校生徒	中学校生徒及び小学 校児童
1人3時間までごとに	<u>520円</u>	<u>260円</u>

[略]

(2) その他の有料公園施設

公園 施設 名	使用の区分	単 位	施設の使用料		附属の設備の使用 料
			一 般	学生及び 生徒	

特例使用（ 1回につき）	5月1日 から 10月31 日まで の期間	9ホール 以下の使 用の場合	<u>3,200</u>	<u>2,200</u>
		10ホール 以上の使 用の場合	<u>4,200</u>	<u>3,200</u>
	その他の期間		<u>3,200</u>	<u>2,200</u>

備考1・2 [略]

3 通常使用（一般の場合又は学生における10ホール以上の使用の場合に限る。）又は特例使用（5月1日から10月31日までの期間における10ホール以上の使用の場合に限る。）の場合において、岩手県県税条例（昭和29年岩手県条例第22号）第72条第1項第3号に掲げる利用に該当するときの施設の使用料は、土曜日及び休日にあつては3,700円、その他の日にあつては2,700円とする。

4 [略]

3 岩手県立御所湖広域公園

(1) レクリエーション広場

単 位	使用料	
	一般、学生及び高等 学校生徒	中学校生徒及び小学 校児童
1人3時間までごとに	<u>540円</u>	<u>270円</u>

[略]

(2) その他の有料公園施設

公園 施設 名	使用の区分	単 位	施設の使用料		附属の設備の使用 料
			一 般	学生及び 生徒	

野球場	[略]	円 600	円 300		
テニスコート	[略]	1,010	510		
艇庫	エイトを保管する場合	[略]	5,290	2,640	1 舟艇 (1) 漕艇用ボート及びカヌー 1日までごとに1艇につき930円の範囲内で知事が定める額 (2) 審判艇 1日までごとに1艇につき9,200円に燃料の実費相当額を加えた額 (3) [略] 2 拡声機 1日までごとに3,920円 3 競技用備品 1日までごと
	シェルフオア又はクォドルプルを保管する場合	[略]	3,920	1,960	
	ナックルフォア、ダブルスカル又はシェルペアを保管する場合	[略]	3,330	1,670	
	シングルスカル又はナックルペアを保管する場合	[略]	2,700	1,360	
	カヤックフォアを保管する場合	[略]	1,720	860	
	カナディア	[略]	1,350	680	

野球場	[略]	円 620	円 310		
テニスコート	[略]	1,040	530		
艇庫	エイトを保管する場合	[略]	5,480	2,730	1 舟艇 (1) 漕艇用ボート及びカヌー 1日までごとに1艇につき960円の範囲内で知事が定める額 (2) 審判艇 1日までごとに1艇につき9,530円に燃料の実費相当額を加えた額 (3) [略] 2 拡声機 1日までごとに4,060円 3 競技用備品 1日までごと
	シェルフオア又はクォドルプルを保管する場合	[略]	4,060	2,030	
	ナックルフォア、ダブルスカル又はシェルペアを保管する場合	[略]	3,450	1,730	
	シングルスカル又はナックルペアを保管する場合	[略]	2,800	1,410	
	カヤックフォアを保管する場合	[略]	1,780	890	
	カナディア	[略]	1,400	700	

ンフォア又はカナディアンダブルを保管する場合				に1件につき <u>3,190円</u> の範囲内で知事が定める額 4 [略]
カナディアンシングルを保管する場合	[略]	<u>1,110</u>	<u>560</u>	
カヤックダブルを保管する場合	[略]	<u>980</u>	<u>490</u>	
カヤックシングルを保管する場合	[略]	<u>610</u>	<u>310</u>	

ンフォア又はカナディアンダブルを保管する場合				に1件につき <u>3,300円</u> の範囲内で知事が定める額 4 [略]
カナディアンシングルを保管する場合	[略]	<u>1,150</u>	<u>580</u>	
カヤックダブルを保管する場合	[略]	<u>1,010</u>	<u>510</u>	
カヤックシングルを保管する場合	[略]	<u>630</u>	<u>320</u>	

[略]

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

第2条 県立都市公園条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																		
別表第2（第12条、第23条関係）	別表第2（第12条、第23条関係）																		
1 法第5条第1項の規定による公園施設の設置又は管理の許可を受けた場合	1 法第5条第1項の規定による公園施設の設置又は管理の許可を受けた場合																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>単 位</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公園施設の設置</td> <td>[略]</td> <td><u>180円</u></td> </tr> <tr> <td>公園施設の管理</td> <td>[略]</td> <td><u>390円</u></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	単 位	使用料	公園施設の設置	[略]	<u>180円</u>	公園施設の管理	[略]	<u>390円</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>単 位</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公園施設の設置</td> <td>[略]</td> <td><u>190円</u></td> </tr> <tr> <td>公園施設の管理</td> <td>[略]</td> <td><u>400円</u></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	単 位	使用料	公園施設の設置	[略]	<u>190円</u>	公園施設の管理	[略]	<u>400円</u>
区 分	単 位	使用料																	
公園施設の設置	[略]	<u>180円</u>																	
公園施設の管理	[略]	<u>390円</u>																	
区 分	単 位	使用料																	
公園施設の設置	[略]	<u>190円</u>																	
公園施設の管理	[略]	<u>400円</u>																	
2 法第6条第1項又は第3項の規定による県立都市公園の占用の許可を受けた場合	2 法第6条第1項又は第3項の規定による県立都市公園の占用の許可を受けた場合																		

[略]

備考1 [略]

2 占用の期間が1月未満のものについての使用料の額は、この表により計算した額に100分の108を乗じて得た額とする。

3 [略]

3 第3条第1項各号に掲げる行為の許可を受けた場合

区 分	単 位		使用料
行商、募金その他 これらに類する行 為	有料公園施設内 における場合	[略]	<u>1,170円</u>
	有料公園施設外 における場合	[略]	<u>390円</u>
[略]			
興行	[略]		<u>7,800円</u>
展示会、博覧会そ の他これらに類す る催しの開催	[略]		<u>3,900円</u>

[略]

別表第3（第12条、第23条関係）

1 岩手県営運動公園

公園施 設名	使用の区分		単 位	施設の使用料		附属の施設又は 設備の使用料
				一 般	学生及び 生徒	
陸上競 技場	貸 切 使 用 の 類 す る	入場料 、 会費 又はこ れらに 類する	1日まで	円	円	1 拡声機 半日までご とに、陸上競 技場にあつて は <u>4,970円</u> 、
			ごとに	<u>57,910</u>	<u>19,560</u>	
			半日	午前	<u>20,610</u>	
			午後	<u>37,300</u>	<u>12,500</u>	

[略]

備考1 [略]

2 占用の期間が1月未満のものについての使用料の額は、この表により計算した額に100分の110を乗じて得た額とする。

3 [略]

3 第3条第1項各号に掲げる行為の許可を受けた場合

区 分	単 位		使用料
行商、募金その他 これらに類する行 為	有料公園施設内 における場合	[略]	<u>1,200円</u>
	有料公園施設外 における場合	[略]	<u>400円</u>
[略]			
興行	[略]		<u>8,000円</u>
展示会、博覧会そ の他これらに類す る催しの開催	[略]		<u>4,000円</u>

[略]

別表第3（第12条、第23条関係）

1 岩手県営運動公園

公園施 設名	使用の区分		単 位	施設の使用料		附属の施設又は 設備の使用料
				一 般	学生及び 生徒	
陸上競 技場	貸 切 使 用 の 類 す る	入場料 、 会費 又はこ れらに 類する	1日まで	円	円	1 拡声機 半日までご とに、陸上競 技場にあつて は <u>5,060円</u> 、
			ごとに	<u>58,980</u>	<u>19,920</u>	
			半日	午前	<u>20,990</u>	
			午後	<u>37,990</u>	<u>12,730</u>	

場 合	料金（ 以下「 入場料 等」と いう。 ）を徴 収する 場合	に	後					
				入場料 等を徴 収しな い場合	1日まで ごとに	<u>19,560</u>	<u>9,830</u>	
					半日 まで ごと に	午前	<u>7,060</u>	<u>3,580</u>
						午後	<u>12,500</u>	<u>6,250</u>
[略]								
補助競 技場	[略]			<u>560</u>	[略]			
野球場	[略]			<u>630</u>	<u>320</u>			
サ ッ カ ー ・ ラ ウ ン ド ビ ー	第 1 グ ラ ウ ン ド	入場料等を 徴収する場 合		[略]	<u>47,530</u> <u>18,520</u>			
		入場料等を 徴収しない 場合		1時間ま でごとに 1面ごと に	<u>2,240</u>	<u>1,120</u>		
				1時間ま でごとに	<u>1,120</u>	<u>560</u>		

補助競技場、
サッカー・ラ
グビー場及び
テニスコート
にあっては
980円

2 審判用具
1式につき
1,800円

3 陸上競技用
具
1件につき
360円の範囲
内で知事が定
める額（当該
使用料の合計
額が11,920円
を超える場合
は、11,920円
）

4・5 [略]

6 全自動電気
計時装置
1日までご
とに1式につ
き2,310円

7～9 [略]

場 合	料金（ 以下「 入場料 等」と いう。 ）を徴 収する 場合	に	後					
				入場料 等を徴 収しな い場合	1日まで ごとに	<u>19,920</u>	<u>10,020</u>	
					半日 まで ごと に	午前	<u>7,190</u>	<u>3,650</u>
						午後	<u>12,730</u>	<u>6,370</u>
[略]								
補助競 技場	[略]			<u>570</u>	[略]			
野球場	[略]			<u>640</u>	<u>330</u>			
サ ッ カ ー ・ ラ ウ ン ド ビ ー	第 1 グ ラ ウ ン ド	入場料等を 徴収する場 合		[略]	<u>48,410</u> <u>18,860</u>			
		入場料等を 徴収しない 場合		1時間ま でごとに 1面ごと に	<u>2,280</u>	<u>1,140</u>		
				1時間ま でごとに	<u>1,140</u>	<u>570</u>		

補助競技場、
サッカー・ラ
グビー場及び
テニスコート
にあっては
1,000円

2 審判用具
1式につき
1,830円

3 陸上競技用
具
1件につき
370円の範囲
内で知事が定
める額（当該
使用料の合計
額が12,140円
を超える場合
は、12,140円
）

4・5 [略]

6 全自動電気
計時装置
1日までご
とに1式につ
き2,350円

7～9 [略]

場		半面ごとに		
	第2グラウンド	入場料等を徴収する場合	[略]	<u>10,560</u> <u>4,280</u>
	第2グラウンド	入場料等を徴収しない場合	1時間までごとに1面ごとに	<u>500</u> [略]
			[略]	
テニスコート		入場料等を徴収する場合	[略]	<u>7,460</u> <u>3,940</u>
		入場料等を徴収しない場合	[略]	<u>640</u> <u>320</u>
[略]				

[略]

2 岩手県立花巻広域公園

(1) テニスコート及び運動広場

公園施設名	使用の区分	単 位	施設の使用料	
			一 般	学生及び生徒
テニスコート	[略]		円 <u>1,040</u>	[略]
運動広場	[略]		<u>620</u>	[略]

[略]

(2) ゴルフ場

場		半面ごとに		
	第2グラウンド	入場料等を徴収する場合	[略]	<u>10,750</u> <u>4,360</u>
	第2グラウンド	入場料等を徴収しない場合	1時間までごとに1面ごとに	<u>510</u> [略]
			[略]	
テニスコート		入場料等を徴収する場合	[略]	<u>7,600</u> <u>4,010</u>
		入場料等を徴収しない場合	[略]	<u>650</u> <u>330</u>
[略]				

[略]

2 岩手県立花巻広域公園

(1) テニスコート及び運動広場

公園施設名	使用の区分	単 位	施設の使用料	
			一 般	学生及び生徒
テニスコート	[略]		円 <u>1,060</u>	[略]
運動広場	[略]		<u>630</u>	[略]

[略]

(2) ゴルフ場

使用の区分				施設の使用料		附属の設備の使用料	
				土曜日及び休日	その他の日		
通常使用 (1回につき)	一般	5月1日から10月31日までの期間	9ホール以下の使用の場合	円 <u>4,200</u>	円 <u>3,200</u>	電動カート 1台につき <u>1,640円</u> の範囲内で知事が定める額	
			10ホール以上の使用の場合	<u>5,300</u>	<u>4,200</u>		
		その他の期間	<u>4,200</u>	<u>3,200</u>			
	学生	9ホール以下の使用の場合	<u>3,200</u>	[略]			
		10ホール以上の使用の場合	<u>4,200</u>	<u>3,200</u>			
	高等学校生徒	9ホール以下の使用の場合	<u>1,500</u>	[略]			
		10ホール以上の使用の場合	[略]	<u>1,500</u>			
	[略]						
	特例使用 (1回につき)	5月1日から10月31日までの期間	9ホール以下の使用の場合	<u>3,200</u>	[略]		
			10ホール以上の使用の場合	<u>4,200</u>	<u>3,200</u>		
その他の期間		<u>3,200</u>	[略]				

使用の区分				施設の使用料		附属の設備の使用料	
				土曜日及び休日	その他の日		
通常使用 (1回につき)	一般	5月1日から10月31日までの期間	9ホール以下の使用の場合	円 <u>4,300</u>	円 <u>3,300</u>	電動カート 1台につき <u>1,680円</u> の範囲内で知事が定める額	
			10ホール以上の使用の場合	<u>5,400</u>	<u>4,300</u>		
		その他の期間	<u>4,300</u>	<u>3,300</u>			
	学生	9ホール以下の使用の場合	<u>3,300</u>	[略]			
		10ホール以上の使用の場合	<u>4,300</u>	<u>3,300</u>			
	高等学校生徒	9ホール以下の使用の場合	<u>1,600</u>	[略]			
		10ホール以上の使用の場合	[略]	<u>1,600</u>			
	[略]						
	特例使用 (1回につき)	5月1日から10月31日までの期間	9ホール以下の使用の場合	<u>3,300</u>	[略]		
			10ホール以上の使用の場合	<u>4,300</u>	<u>3,300</u>		
その他の期間		<u>3,300</u>	[略]				

備考1・2 [略]

3 通常使用（一般の場合又は学生における10ホール以上の使用の場合に限る。）又は特例使用（5月1日から10月31日までの期間における10ホール以上の使用の場合に限る。）の場合において、岩手県県税条例（昭和29年岩手県条例第22号）第72条第1項第3号に掲げる利用に該当するときの施設の使用料は、土曜日及び休日にあつては3,700円、その他の日にあつては2,700円とする。

4 [略]

3 岩手県立御所湖広域公園

(1) [略]

(2) その他の有料公園施設

公園施設名	使用の区分	単 位	施設の使用料		附属の設備の使用料
			一 般	学生及び生徒	
野球場	[略]		円 <u>620</u>	[略]	
テニスコート	[略]		<u>1,040</u>	[略]	
艇庫	エイトを保管する場合	[略]	<u>5,480</u>	<u>2,730</u>	1 舟艇 (1) ^{そう} 漕艇用ボート及びカヌー 1日までごとに1艇につき <u>960円</u> の範
	シェルフオア又はクォドルプルを保管する場合	[略]	<u>4,060</u>	<u>2,030</u>	

備考1・2 [略]

3 通常使用（一般の場合又は学生における10ホール以上の使用の場合に限る。）又は特例使用（5月1日から10月31日までの期間における10ホール以上の使用の場合に限る。）の場合において、岩手県県税条例（昭和29年岩手県条例第22号）第72条第1項第3号に掲げる利用に該当するときの施設の使用料は、土曜日及び休日にあつては3,800円、その他の日にあつては2,700円とする。

4 [略]

3 岩手県立御所湖広域公園

(1) [略]

(2) その他の有料公園施設

公園施設名	使用の区分	単 位	施設の使用料		附属の設備の使用料
			一 般	学生及び生徒	
野球場	[略]		円 <u>630</u>	[略]	
テニスコート	[略]		<u>1,060</u>	[略]	
艇庫	エイトを保管する場合	[略]	<u>5,580</u>	<u>2,780</u>	1 舟艇 (1) ^{そう} 漕艇用ボート及びカヌー 1日までごとに1艇につき <u>980円</u> の範
	シェルフオア又はクォドルプルを保管する場合	[略]	<u>4,130</u>	<u>2,070</u>	

ナックルフ ォア、ダブ ルスカル又 はシェルペ アを保管す る場合	[略]	<u>3,450</u>	<u>1,730</u>
シングルス カル又はナ ックルペア を保管する 場合	[略]	<u>2,800</u>	<u>1,410</u>
カヤックフ ォアを保管 する場合	[略]	<u>1,780</u>	<u>890</u>
カナディア ンフォア又 はカナディ アンダブル を保管する 場合	[略]	<u>1,400</u>	<u>700</u>
カナディア ンシングル を保管する 場合	[略]	<u>1,150</u>	<u>580</u>
カヤックダ ブルを保管 する場合	[略]	<u>1,010</u>	<u>510</u>

囲内で知事が
 定める額
 (2) 審判艇
 1日までご
 とに1艇につ
 き9,530円に
 燃料の実費相
 当額を加えた
 額
 (3) [略]
 2 拡声機
 1日までごと
 に4,060円
 3 競技用備品
 1日までごと
 に1件につき
3,300円の範囲
 内で知事が定め
 る額
 4 [略]

ナックルフ ォア、ダブ ルスカル又 はシェルペ アを保管す る場合	[略]	<u>3,510</u>	<u>1,760</u>
シングルス カル又はナ ックルペア を保管する 場合	[略]	<u>2,850</u>	<u>1,440</u>
カヤックフ ォアを保管 する場合	[略]	<u>1,810</u>	<u>910</u>
カナディア ンフォア又 はカナディ アンダブル を保管する 場合	[略]	<u>1,430</u>	<u>710</u>
カナディア ンシングル を保管する 場合	[略]	<u>1,170</u>	<u>590</u>
カヤックダ ブルを保管 する場合	[略]	<u>1,030</u>	<u>520</u>

囲内で知事が
 定める額
 (2) 審判艇
 1日までご
 とに1艇につ
 き9,710円に
 燃料の実費相
 当額を加えた
 額
 (3) [略]
 2 拡声機
 1日までごと
 に4,130円
 3 競技用備品
 1日までごと
 に1件につき
3,360円の範囲
 内で知事が定め
 る額
 4 [略]

カヤックシ ングルを保 管する場合	[略]	<u>630</u>	<u>320</u>	カヤックシ ングルを保 管する場合	[略]	<u>640</u>	<u>330</u>
[略]				[略]			
備考 改正部分は、下線の部分である。							

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年10月1日から施行する。